

令和8年度
災害廃棄物処理に係る訓練実施
業務委託仕様書

令和8年4月
島 根 県

1. 業務の目的

近年多発する気象災害（台風、大雨等）や、地震等の大規模災害において発生する災害廃棄物処理について、処理の主体となる市町村の知識向上及び関係機関との連絡強化を目的として初動対応の中でも特に重要となる仮置場の設置・運営に係る模擬訓練を開催する。

2. 業務の内容

(1) 対象者

県、市町村及び関係機関（事務組合を含む）職員並びに（一社）しまね産業資源循環協会協会員（約40名）

(2) 開催日

令和8年10月27日（火）

(3) 開催場所

講演・図上訓練：大田市役所4階講堂（大田市大田町大田口1111番地）

実動訓練：大田運動公園（大田市鳥井町鳥井1284番地）

(4) 事業の概要

平成30年4月9日に発生した島根県西部地震での被害を想定して、一時仮置場の設置、運営に係る以下の内容の模擬訓練を実施する。

	実施時間	実施内容
講演	9時00分から	島根県西部地震と同様な地震の初動対応に関する内容
図上訓練	12時00分	仮置場での設置・受入手順（事前打合せ等）に関するワーク
実動訓練	13時30分から 16時30分	仮置場設置・受入訓練

※具体的な実施内容については、別添「令和8年度災害廃棄物処理に係る訓練実施計画」（以下「実施計画」という）のとおり

(5) 次に掲げる事項に留意の上、業務を行うこと。

《共通事項》

- ① 発災直後から概ね2週間目までの初動対応を想定した災害廃棄物処理に係る内容について、「災害廃棄物処理に係る市町村等初動対応マニュアル（令和4年8月 島根県策定）」（以下「初動マニュアル」という。）及び「大田市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）」に基づき実施すること。
- ② 災害発生時に、各市町村において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、一次仮置場を設置し運営する手順を取りまとめた、「一次仮置場設置運営の手引き（令和2年3月 環境省中国四国地方環境事務所策定）」を活用すること。
- ③ 「島根県災害廃棄物処理計画（令和7年3月 島根県）」及び「災害廃棄物に関する研修ガイドブック1・2（2017年3月 国立研究開発法人 国立研究所）、災害廃棄物に関する研修ガイドブック3（2018年7月 国立研究開発法人 国立研究所）」

の内容を踏まえた研修内容とすること。

④ 訓練後には振り返り時間を設け、参加者が自分の判断の良否を省みることができる内容を盛り込むこと（全体講評のみならず、班・グループ別の振り返り、講評時間を設けること）。

⑤ 受託者において有識者（災害廃棄物の処理に関する必要な見識を有する者で、自治体職員として地震の初動対応に関する実務経験がある者）を手配し、有識者は講演、参加者に対する助言、各訓練における講評及び全体の講評等を行うこと。

⑥ 参加者に対して訓練の目的の達成度などアンケートを実施して集計結果を取りまとめること。

⑦ 参加者が職場において、伝達研修の実施や平時の備えの開始もしくは改善を行う際の基盤づくりができるよう工夫すること。

⑧ 訓練に用いる資料や資材等の準備費用、有識者の報償費及び旅費については、受託者で負担すること。

⑨ 会場の確保は委託者で行う。

《事前学習》

① 受託者において動画等教材を選定、準備し、参加者に対して訓練開催の2週間前までに配布すること。

② 動画等教材の内容は災害廃棄物処理に関する知識を深め、図上訓練及び実動訓練の理解を深めるものであること。

③ 動画等教材のほかに、訓練で想定する建物の被害状況での災害廃棄物発生量推計及び仮置場の必要面積算定の解説を示した資料を作成し、参加者に対して訓練開催の2週間前までに配布すること。

《講演》

① 震度6程度の地震の初動対応に関する内容とし、有識者の実務経験をもとに、主に市町村職員に対して災害への備えを促す内容であること。

《図上訓練》

① 訓練の内容が実動訓練の理解を深めるものであること。

② 災害廃棄物の配置や車両動線などを考慮したレイアウト検討が出来るものであること。

③ 受付における確認事項、受付の手順・方法に関する検討、仮置場内での役割分担等、搬入車両の受入における動きについて考えることができるものであること。

④ 必要に応じて検討や議論の補助（ファシリテート）を行うこと。

《実動訓練》

① 大田運動公園（大田市鳥井町鳥井 1284 番地）を仮置場用地と見立て、仮置場の設置から災害廃棄物の受入れ・分別を実施することにより、仮置場で必要となる一連の業務を体験し、実務上の課題や改善策を考えることができる内容とすること。

② 訓練の内容が図上訓練を踏まえた内容とすること。

- ③ 仮置場設置訓練及び仮置場運営訓練の2つの訓練を実施すること。
- ④ 訓練で使用する模擬ごみの一部（畳、廃家財等）については、受託者が大田市のごみ処理担当者と調整の上、可能な範囲で準備する。その他の準備物についても、別添「実施計画」を参照の上、受託者で準備すること。
- ⑤ 2班に分かれて順番に訓練を実施すること。
- ⑥ 訓練を実施していない班についても、訓練をしている他の班の訓練を外から見ることで客観的な気づきを得ることが出来るように工夫したうえで、当該気づきについても振り返ることが出来るように工夫すること。
- ⑦ 訓練の進行状況や各場面での課題について、参加者に分かるように説明すること。また当該説明事項についても報告書に記録すること。

3. 報告書等の提出

(1) 提出物について

- ① 訓練実施プラン
- ② 訓練の配付資料
- ③ 訓練実施後のアンケート結果及びその集計結果
- ④ 業務報告書の概要書

※講演内容、訓練により抽出された課題、有識者の講評等を2ページ程度でまとめたもの。

- ⑤ 訓練に使用した資機材（委託者が指示したものに限る。）

※納品場所は委託者の指示に従うこと。

(2) 提出部数

1部

ただし、上記(1)①～④については、電子媒体でも報告すること。

※電子媒体は、Microsoft社Word又はExcel形式で記録媒体CD-R又はDVD-Rに保存したものとする。

(3) 提出期限

令和9年1月29日（金）

(4) 提出先

島根県環境生活部廃棄物対策課